

保険健康だより

*新型コロナウイルス感染状況により、中止や会場変更をする場合があります。

*すべての行事について、参加者はマスクの着用をお願いします。

◎申込み・問合せ 保健センター ☎(885)3131

保健センターは「まちの保健室」です。
乳幼児の計測や健康、子育てに関する相談、
大人の心と体の相談をお受けします。
お気軽にご相談ください。

講座名	とき	ところ	内容
100万歩 歩いて元気になろう会	1月21日(木) 9時30分～11時30分 (9時30分からは身体計測)	町民センター	持参物 タオル、バスタオル、お茶、 筆記用具、体操マット、手袋 申込締切 開催日の前日 (初めて参加される方のみ) ※運動ができる服装、靴で参加してください。 ※個人用体操マットをご用意ください。
筋力アップ教室 (時間を短縮しています) 要申込	1月22日(金) 13時30分～15時	小屋浦ふれあいセンター	持参物 タオル、バスタオル、お茶、 筆記用具、手袋 申込締切 開催日の前日 ※運動ができる服装、靴で参加してください。
	2月2日(火) 10時～11時30分	横浜ふれあいセンター	
	2月2日(火) 13時30分～15時	町民センター	
さかっ子ひろば (育児相談) 要申込	1月27日(水) 13時15分～13時55分受付	保健センター	内容 計測、健康相談 対象 9～12か月の赤ちゃん 定員 6組 申込み 1月5日から受付開始。
こどもの健診 【3歳児健診】	1月20日(水) 13時～13時40分受付	町民センター	平成29年8月16日～平成29年10月5日 生まれの子
ごっくん教室 (離乳食スタート講座) 要申込	1月21日(木) 10時～11時	保健センター	令和2年9月生まれの子(第1子優先) 定員 5組
もぐもぐ教室 (離乳食中期食講座) 要申込	1月25日(月) 10時～11時	保健センター	令和2年6月生まれの子 定員 5組
こども教室 要申込	1月22日(金) 9時30分～12時 ※年間行事予定表の日程を 変更しています	保健センター	こどもの発達やこどもへの関わり方について、 専門のコーディネーターが遊びを通じて一緒に 考え、アドバイスします。

インフルエンザ予防接種はお済みですか？

接種期間は1月30日(土)までです。まだの方は早めに接種しましょう。

冬場はインフルエンザだけでなく、風邪やノロウイルス、ロタウイルスも流行しやすくなります。こまめな手洗い、マスクを心がけましょう。

なお、10月1日以降に接種されたインフルエンザ予防接種について、今年度無料接種となる対象者で実費支払いをされた方は、払い戻しができます。役場保険健康課へお問い合わせください。

被爆二世健診のお知らせ

広島県では2月28日(日)まで、被爆二世の健診を実施しています。申込み期限は、1月31日(日)までです。(郵送、消印有効)

まだ、申込みがお済みでない方は、役場保険健康課、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター、保健センターにある専用申込みはがきにてお申込みください。

お気軽にご相談を

	とき	ところ	予約先・問合せ
心配ごと相談	1月18日(月) 13時30分～16時	平成ヶ浜福祉センター	社会福祉協議会 ☎(885)2611
弁護士による 無料法律相談(要予約) (広島みらい法律事務所)	1月19日(火) 13時30分～16時	役場2階会議室	役場総務課 ☎(820)1510
こころの健康相談 (面接相談・要予約) ※相談の秘密は固く守られます。 ※相談時間は、1組40分程度。 3組まで。	2月4日(木) 13時30分～15時30分	坂町立保健センター 担当 瀬野川病院医師	役場保険健康課 ☎(820)1504
	2月18日(木) 13時30分～15時30分	海田町保健センター 担当 瀬野川病院医師	広島県西部保健所 広島支所 ☎(513)5521
なんでもお悩み相談 ※申込みが必要です。	平成30年7月豪雨で被災された方を対象に、「なんでもお悩み相談」を実施しています。 弁護士や司法書士などの専門家が、無料で個別に相談をお受けします。		坂町地域支え合いセンター ☎(820)7774
災害後のこころの健康相談 ※申込みが必要です。	被災後の悩み(気持ちががしずむ、眠れない、時折思い出して涙が出るなど)について、ご相談をお受けします。		広島こころのケアチーム ☎(885)8905
こころの電話相談 *医師相談日は毎月第2、第4金曜日です(予約制)。まずは電話相談にて予約してください。	開設日 月・水・金曜日 (祝日を除く) 開設時間 9時～12時、 13時～16時30分	☎(892)9090(専用電話) *この相談は社団法人精神保健福祉協会が広島県の委託を受けて実施しています。	

空き家活用支援窓口からのご案内
空き家の発生を防ぐためには
坂町が平成27年度に実施した空き家に関するアンケートによると、「空き家を所有することになったきっかけ」は、居住していた方が亡くなるなど「相続によるもの」が59.3%と最も多くなっています。空き家の発生を防ぐためには、相続が発生する前の早いタイミングで、「実家の整理」や「財産目録の作成」といった対策を行うことが有効です。

空き家問題は、核家族化が進み、親子のコミュニケーションが不足していることも一つの要因だと言われています。

現在、コロナ禍において、人の行き交いが難しくなっている状況が続いていますが、子どもや孫たちが実家に戻ったときには、昔話を語り合いながら一緒に片付けをして、親が元気なうちに財産について話し合うことが、良いコミュニケーションとなるかもしれません。

思い出がいっぱい。でも、明るい未来をイメージして。

空き家の活用を考えると、下準備の段階で立ち回しはかかるのが「家財道具の片付け」や「権利の整理」という壁です。

これまでの空き家活用の取組をみると、下準備が済んでようやく市場に流通できるようになったとしても、買主や借主探しを始め、契約・引渡に至るまで数か月から数年かかるといったことも珍しくない状況です。

相続により引き継いだ不動産を放置すると、家の荒廃が進み、資産価値はさらに下がり、返って支出が増えることにも繋がります。

不動産が、相続時の負の資産になる可能性すらあることを念頭に、早い段階での決断が必要と言えるでしょう。

坂町では、空き家問題の対策として、空き家活用に関する総合的な窓口「空き家活用支援窓口」を設置するとともに、子育てや介護を支え合える三世同居や近居のための住宅取得等を支援しています。

空き家問題を一緒に考えていく伴走者として、ぜひお気軽にご相談ください。

◎問合せ 空き家活用支援窓口
(役場企画財政課内)
☎(820)15220